

地区計画、景観地区、景観条例に関わる届出書等への押印および委任状について

令和 3 年 1 月 1 日付にて、押印を求める手続の見直し等のための改正省令が施行され、地区計画や景観地区に関わる届出書類への押印が不要となりました。

これに伴い、令和 3 年 5 月 1 日より地区計画、景観地区、景観条例に関わる届出書等への押印についての取扱いについては、次の通り行います。

1. 地区計画

行為の届出書及び変更届については、押印不要とします。

2. 景観地区

認定申請書については押印不要とします。

認定証は、受領者の押印又は自署をもってお渡しします。

3. 景観条例について

①押印を不要とするもの

行為の事前相談書（様式第 1 号）、行為の届出書（様式第 2 号）

行為の変更届出書（様式第 3 号）、行為の着手届（様式第 5 号）

行為の状況報告書（様式第 6 号）、行為の完了・中止届出書（様式第 7 号）

景観重要建築物等現状変更許可申請書（様式第 13 号）

景観重要建造物等所有者等変更届出書（様式第 16 号）

景観重要建造物の滅失・き損届出書（様式第 18 号）

景観重要樹木の滅失・枯死届出書（様式第 19 号）

景観まちづくり団体登録申請書（様式第 20 号）

景観まちづくり団体登録事項変更届出書（様式第 23 号）

②押印を要するもの

協定書（様式 4）は従来通り届出者の実印による押印とします。

4. 委任状について

委任による届け出では、従来通り委任状の添付が必要です。

押印がなくても有効ですが、委任者の意思確認をさせていただくことがありますので、必ず委任者の連絡先を記載してください。また、トラブル防止のため、委任者・受任者間で押印の要否を判断してください。